

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 市原市五井9093番地3
氏名 みどり産業株式会社
代表取締役 津根 頼行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和 8年 4月 1日

佐倉市長 西田 三十五

複写無効



- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 許可の年月日 | 令和 8年 4月 1日 |
| 2 許可番号 | 一廃第24号 |
| 3 許可期間 | 自 令和 8年 4月 1日
至 令和 10年 3月31日 |
| 4 業種 | 一般廃棄物（し尿を除く）の収集及び運搬 |
| 5 許可条件 | |

- (1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び関連法規を遵守すること。
- (2)佐倉市及び関係機関の指導に従うこと。
- (3)許可条件及び注意事項に違反したときは、許可を取り消す。
- (4)収集運搬又は許可取消しに伴う損失補償等は一切行わない。